

過重労働による健康障害予防対策の実態

主任研究者 牧野茂徳（岐阜産業保健推進センター相談員）
共同研究者 岐阜・石川・兵庫推進センター各研究者（順不同）
岩田弘敏、森河裕子、城戸照彦、廣橋廣次、中川秀昭、
後閑容子、石原多佳子、玉置真理子、鈴木克司、角森洋子

1 はじめに

過重労働対策の効果的なシステム構築のために、その促進要因と阻害要因を明らかにすることを目的として石川産業保健推進センター、岐阜産業保健推進センター、兵庫産業保健推進センター（以後、石川産保、岐阜産保、兵庫産保と記載）の三センターが共同で調査を実施した。

2 対象と方法

平成20年9月から12月にかけて、過重労働による健康障害防止のための取り組み状況を事業場と産業医の双方の調査を実施した。発送件数は石川産保が事業場調査（50人未満を含む）500件、産業医調査565件、兵庫産保が事業場調査50人未満500件、50人以上1,400件、産業医調査1,900件、岐阜産保が事業場調査、産業医調査100人以上690件であった。調査票の回収率は石川産保が事業場調査44.6%、産業医調査23.9%、岐阜産保が事業場調査40.3%、産業医調査29.9%、兵庫産保が事業場調査50人未満12.0%、50人以上30.7%、産業医調査13.3%であった。この報告は50人以上の製造業、建設業、運輸交通、貨物取扱、商業、金融広告、保健衛生、接客娯楽の8業種に限定した。その結果、石川産保は事業場調査150件、産業医調査72件、岐阜産保は事業場調査225件、産業医調査143件、兵庫産保は事業場調査355件、産業医調査214件であった。

3 結果と考察

（1）事業場調査：解析対象とした事業場は業種では「製造業」、従業員数では「100人～299人」が最も多

かった。長時間労働防止に対する対応は「長時間労働が生じないよう組織的に努力している」が最も多く、次に、「長時間労働が生じないように気をつけているが、組織的な対応はしていない」であった。36協定は限度時間以内の延長時間となっているは石川産保83.3%、岐阜産保79.6%、兵庫産保82.8%であった。そして、限度時間を超える延長時間となっている事業場が、10数%あった。45～80時間の時間外・休日労働をしている労働者の健康管理指導について、岐阜産保、兵庫産保は「該当する労働者には、医師や保健師の面接指導等を行っている」が最も多く、次に「労働者一般に対して、健康管理を呼びかけている」であった。石川産保は「労働者一般に対して、健康管理を呼びかけている」が最も多く、次に「該当する労働者には、医師や保健師の面接指導等を行っている」であった。特に行っていない事業場は20.7%（石川産保）、10.2%（岐阜産保）、9.6%（兵庫産保）であった。有給休暇を取得しやすい職場環境作り、計画的付与制度の活用等に「努めている」が最も多かった。しかし、特に、何も行っていない事業場が約1/3存在すること、年休の取得日数は2カ月に1日、3カ月に1日、6カ月に1日という回答が約半数弱の事業場であり、決して年休を多く取得しているとはいえない。医師や保健師の面接指導は、時間外・休日労働時間が1カ月80時間を超えた場合あるいは2カ月平均ないし6カ月平均で1カ月あたり80時間を越えた場合について、「該当する労働者が申し出を行った場合は、面接指導等を行うことにしている」、あるいは「該当する労働者に対しては、申し

出の有無にかかわらず面接指導等を行うことにしている」が多かった。そして、時間外・休日労働時間が1カ月当たり100時間を越えている労働者で申し出がなされない場合は「申し出の有無にかかわらず医師による面接指導等の対象としている」が最も多かった。しかし、法律で強制されていないので、面接指導等の制度は設けていない、あるいは対象としていない事業場は時間外・休日労働時間が1カ月80時間を越えた場合が17.3%（石川産保）、11.1%（岐阜産保）、12.1%（兵庫産保）、時間外・休日労働時間が2カ月平均ないし6カ月平均で1カ月あたり80時間を越えた場合が17.3%（石川産保）、8.9%（岐阜産保）、11.3%（兵庫産保）であった。そして、時間外・休日労働時間が1カ月当たり100時間を越えている労働者で申し出がなされない場合が17.3%（石川産保）、16.9%（岐阜産保）、17.7%（兵庫産保）であった。法律で定めている範囲を超える事柄については実施していない事業場が少なからず存在する。面接指導等を適切に実施するために、衛生委員会等において調査審議している事項は多くの場合「行っている」、「行う考えがある」が上位であった。しかし、特に考えていなかったと回答した事業場も少なからず存在する。医師による面接指導で労働者に対して実施した場合、面接指導の結果について医師からの意見を聴くことについて、「聴くことにしている」が最も多かった。そして、医師からの意見を聴くことについて、特に定めはないが26.0%（石川産保）、22.2%（岐阜産保）、25.9%（兵庫産保）であった。労働者に対して実施した面接指導の結果について医師による意見を勘案して、必要あると認められた場合、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少など必要な事後措置は「実施することになっている」が最も多かった。そして、特に定めはないが16.7%（石川産保）、11.1%（岐阜産保）、13.0%（兵庫産保）であった。医師による長時間労働者への面接指導は、石川産保、兵庫産保が「少しは有効である」が多かった。

(2) 産業医調査：産業医による長時間労働者への面接指導は「すこし有効である」が最も多かった。面接指導の効果について事業場と産業医の間にはとらえ方が異なっている。安全衛生委員会にて過重労働対策に関する審議は「審議されている」が最も多かった。しかし、審議されていることについて、「わからない」という回答が27.8%（石川産保）、12.6%（岐阜産保）、11.2%（兵庫産保）であった。安全衛生委員会に参加は「はい」が「いいえ」より多かった。「いいえ」は43.1%（石川産保）、25.2%（岐阜産保）、13.6%（兵庫産保）であった。長時間労働者を対象とした面接指導を事業場から依頼されているかについて、岐阜産保、兵庫産保は「はい」が「いいえ」より多かった。しかし、依頼されていないという回答が52.8%（石川産保）、28.7%（岐阜産保）、30.8%（兵庫産保）であった。面接指導対象者の選定方法は「時間外・休日労働時間が一定基準を超えた者全員を対象としている」が最も多かった。次に、時間外・休日労働時間の基準時間は「1カ月あたり80時間を越える」が最も多かった。面接対象者について事業所から提供されている情報は「勤務状況（労働時間、休日取得状況など）」、「業務内容」、「健康診断結果」が多かった。面接では決まった書式を利用しているかについて石川産保は「特に書式を決めずに行っている」、岐阜産保は「産業医学振興財団からの「長時間労働者への面接指導・チェックリスト」を用いている」、兵庫産保は「独自の書式で行っている」が最も多かった。このように各センターにより利用している書式が異なっていた。事業場の事情が異なっていることが考えられる。面接指導の結果、事業所になんらかの対応を求めることが必要と判断する事例が発生したかについて示した。「はい」と「いいえ」が約半数であった。はいの場合の内訳は「衛生管理者」、「人事部門」、「事業所長」、「直属上司」が多かった。その結果、職場で適切な対応がとられましたかは「はい」が最も多かった。